

その修理費は、経費になる？ ならない？

建物や機械設備、車両などの固定資産は、長期間使用すれば、当然、修理やメンテナンスが必要になります。その費用は、通常、「修繕費」として当期の経費になります。しかし、節税を兼ねて固定資産の改良等を行って、新たな価値を加えたような場合には、資本的支出として、固定資産の取得価額になるケースもあります。その見極めが難しい場合もありますので、原則を知っておきましょう。

その修理費は、経費になる？ ならない？

建物の外壁塗装、壁紙や床材の張り替え、機械設備や車両のメンテナンスなどを行うとき、それが固定資産の維持管理や現状回復として、通常必要な修理等であれば、税務では、その費用を「修繕費」として当期の経費として処理することができます。

しかし、建物の修繕工事の頻度や規模によっては、あるいは機械設備の高性能化改良など、それが固定資産の価値や性能・耐久性を向上させる修理・改良等であれば、「修繕費」として認められず、「資本的支出」として固定資産にしなければならないことがあります。

修繕費と資本的支出の違い

● 修繕費…費用にできる

固定資産の通常の維持・管理、原状回復のための費用

- 例
- 建物の雨漏り、といの修繕等
 - 硝子の取り替え、壁の塗り替え
 - 電話や機械装置の移設工事
 - 自動車の修理
 - パソコンの保守料
 - 土地の水はけ改善のための砂利、碎石の敷設

● 資本的支出…費用にできず固定資産になる

固定資産の使用可能期間を延長させたり、用途の変更、耐久性や性能のアップ、価値を増加させるための支出

※ 資本的支出の場合、固定資産の取得価額に含めて、減価償却によって費用処理します。



- 例
- 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分にかかる費用
 - 用途変更のための模様替えなど改造や改装に直接要した費用
 - 機械の部品等を特に品質、性能の高いモノに取り替えたときに、通常の取り替えの場合の費用を超える部分の金額

その修理が、修繕費になるか、資本的支出になるかの判断は、実際には難しく、判断に迷うこともあります。

たとえば、工場の鉄製の扉に定期的に腐食防止の塗装を施していたところ、長年の使用による腐食が激しいために、アルミ製の扉に付け替えたような場合は、修繕費になるのか、資本的支出になるのか、あるいは一部だけが修繕費として認められるのか、判断しがたいケースがあります。そのため、税務では形式的な基準で処理することが認められています（具体的には、(1)～(4)の順序で判断します）。

(1) 金額が20万円未満か、修繕が3年周期か

次のような支出は、その内容にかかわらず修繕費となります。

- 1回の支出額が20万円未満
- おおむね3年以内の周期で行われる修理・改良等

(2) 修繕費か資本的支出かが明らかなもの

上記(1)に該当しなくても、明らかに修繕費になるものであれば、修繕費になります。

(3) 形式的基準による判定

その費用が修繕費になるかどうか明らかでない場合には、次のいずれかであれば、修繕費にすることが認められます。

- 金額が60万円未満
- 金額が、修理、改良等を行った固定資産の前期末取得価額の10%相当額以下

(4) 特例による判定

上記(3)に該当しなくても、企業側で次のような処理を継続的に行っていれば、それが認められます。

【継続的な処理方法】

支出金額の30%相当額と、修理・改良等を行った固定資産の前期末取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする。

※修繕費が資本的支出かの判断については、フローチャートを参考にしてください。

災害で被害を受けた際の修繕費

災害で被害を受けた固定資産（被災資産）の修理費については、次のような場合には、修繕費として認められます。

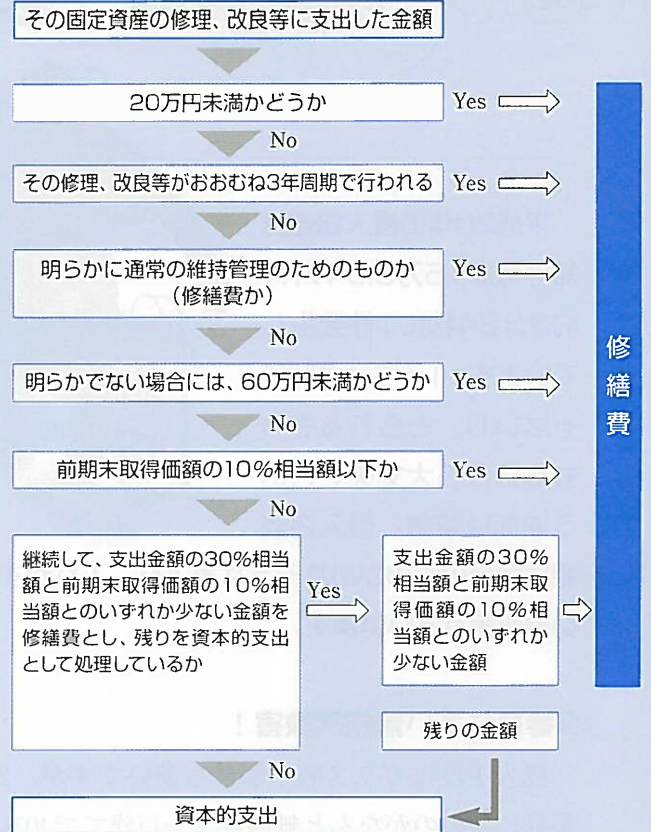
- ①被災資産の原状回復費用
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等のために支出した費用
- ③被災資産についての支出費用が、修繕費かどうか明らかでないときは、その金額の30%（残り70%が資本的支出）

実務上の注意点

(1) 支出の名目で判断しない

請求書などに記載された名目、内容が「修繕費」などとされていても、その実質によって判断されます。反対に、修繕費にすべき修理内容であるにもかかわらず、請求書等に「改良、補強、強化」などの表現があれば、資本的支出と誤解されかねません。また、一つの修理であっても、その内容を細かく見ると、修繕

修繕費or資本的支出の判定フローチャート



費となるもの、資本的支出となるものの双方が含まれている場合もありますので、請求書等は明細がわかるように記載してもらいましょう。

※修繕費か、資本的支出であるかの判断は、一つの計画に基づき同一の固定資産について行われた修繕ごとに判断します。

(2) 修繕箇所の写真、資料を保管する

税務調査では、修理箇所を現物確認することがよくあります。そのため、修理箇所の修理前と後の写真や、具体的な修理内容がわかる資料を作成し、きちんと保管しておきます。

(3) 事前の検討が大事

以上は、実際に修繕等を行った後で、その費用をどう判定するかという話ですが、むしろ事前によく検討することが大事です。

修理・改良等をする前に、見積書を取り、経費化できる内容、費用の範囲かなどを吟味したうえで実施することが理想です。

決算に近い時期であれば、経費化できない修理は、次期に実施するといった判断も可能です。その判断が難しいときには、会計事務所等に相談してみましょう。